

岩手県告示第 801 号

岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）第 8 条第 2 項（第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を、平成 19 年 11 月 20 日から同年 12 月 14 日までと定めた。

平成 19 年 11 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也